

税務署からのお知らせ

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場（署外会場）について

申告会場：秋葉区役所 6階（会議室）
 開設期間：平成31年2月18日（月）～3月15日（金） ※ 土、日を除きます。
 受付時間：午前9時～午後4時
 ※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。
 ※署外会場の設置期間中は、新津税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

◇ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書を作成し、e-Taxで送信して申告できます。また、書面で印刷して郵送等でも提出できます。

◇ 平成31年1月から、e-Tax利用手続きが簡便化され、事前に取得したID・パスワードを入力するだけで、パソコンやスマートフォンでも簡単にe-Tax申告ができるようになりました。
 なお、従来の方式でも、引き続きe-Taxによる申告書の送信ができます。
 詳しくは、e-Taxホームページまたは国税庁ホームページをご覧ください。

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
 なお、税務署から記載内容の確認を求めますので、領収書は5年間保存する必要があります。
 ※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

【公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。
 ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
 なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
 また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

【配偶者（特別）控除を適用される方へ】

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

①配偶者控除
 申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。
 また、控除額について、改正前は一律の控除額となっていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じた控除額となりました。

②配偶者特別控除
 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。
 なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。

町・県民税、所得税の申告相談

～申告に必要な書類の準備はお早めに～

申告期間 2月18日（月）～3月15日（木）

申告相談会場 阿賀町役場本庁、鹿瀬支所、上川支所、三川支所
 詳しい日程については、後日配布する「申告相談日程表」をご覧ください。

町では2月18日から3月15日までの期間、所得税及び復興特別所得税の確定申告を含む町・県民税の申告相談を受け付けます。申告に必要な書類は、早めに準備してください。

申告に必要な書類

●申告する方の個人番号（マイナンバー）及び本人確認書類

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・個人番号カードをお持ちでない場合は、以下の書類2点が必要となります。

番号確認書類	+	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号通知カード ・住民票 （個人番号の記載されているもの） などのうちいずれか1点 		<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障害者手帳 などのうちいずれか1点

控除対象配偶者及び扶養親族については、本人確認は不要ですが、個人番号が必要となります。

- 印鑑（本人の認印）、納付や還付が見込まれる場合は金融機関の口座番号（本人名義のもの）
- 平成30年中の所得が確認できる書類
 - ・給与所得者や年金所得者は、源泉徴収票（原本）
 - ・建築業等で源泉徴収票が交付されない日給者の方は、就労日数及び単価が分かる資料
 - ・自営業、農業、建築業等を営んでいる方は、収支内訳書（売上、仕入、必要経費等の分かる帳簿、伝票、領収書等）
 - ・土地や建物等を貸し付けて収入を得た方は、収入金額と必要経費の分かる書類等
- 医療費控除を受ける方
 - ・平成30年中に支払った医療費控除の明細書（明細書の様式については、国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、役場町民生活課税政係及び各支所で用意してあります。）
 ※平成29年分から平成31年分までについては、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- 生命保険料・地震保険料控除を受ける方
 - ・保険会社、農協等が発行する控除証明書
- 障害者控除を受ける方
 - ・障害者手帳や障害者控除対象者認定書

所得税の確定申告書を提出される方

今回より、町の申告会で所得税の確定申告をされる方については、一部を除き確定申告書等をデータ送信することとなりました。これにより、「利用者識別番号」の取得が必要となります。
 取得方法等の詳細については、後日配布する「申告相談日程表」をご確認ください。
 ※住民税申告のみの方は、「利用者識別番号」を取得する必要はありません。

【申告に関する問い合わせ先】町民生活課税政係 ☎92-5761又は各支所行政係 ☎24ページ